

マーチングバンド部門
【フェスティバルの部】
実施規定・表彰規定

フェスティバルの部 実施規定

1. 参加資格

(1) 参加資格は、次のようにする。

- ① 日本マーチングバンド協会に加盟しており、各県組織より参加資格を与えられた団体であること。

(2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをすること。

- ① 構成メンバーの登録。(当日の構成メンバーは登録人数以内であること。)
※構成メンバーとは、当日演技フロアに入場するもの(教師等の指揮者を含む)とする。
- ② 団体参加費として5,000円(合同は2団体目から2,000円ずつ追加)の納入。
- ③ 構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき1,000円の納入。(プログラム、記念バッジ、傷害保険料を含む。)
- ④ その他、指定した書式の提出。

2. 構成と編成

- ① 単一加盟団体、もしくは複数加盟団体の合同による構成であること。ただし、小学生以上であること。
- ② 人数編成は自由とする。
- ③ 楽器編成は自由とする。
※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器は申請により使用を認める。但しピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器はセッティングの安全確保のため、使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

3. 演技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロアは、別記フロア図の通りとする。(特に指定のあるものを除き、線及び印は、すべて5cm幅のものとする)
- ② フロア中心に一辺30mの正方形を実線で明示する。
- ③ 上記②の正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5mは、太い実線(15cm幅)で明示する。
- ④ 演技フロア全域に5m間隔の十文字の印(縦横30cm)を明示する。
- ⑤ 演技フロアへの入場は、構成メンバー(1.参加資格(2)①参照)のみとする。

(2) 入退場

- ① 構成メンバーは、係の指示に従い、入場待機ラインの外側で待機すること。
- ② 構成メンバーは、前の団体の演技終了後、係の誘導で入場し、演技演奏準備並びに団体紹介をすること。
- ③ 演技終了後は、指定された退場口を使用し、速やかに退場すること。

(3) 演技演奏時間

- ① 入場開始から退場終了まで9分以内とする。
- ② 演奏準備中に、所定の場所にて団体紹介を行うこと。

係員の入場指示

入場・団体紹介	演奏演技	退場
	9分以内	

(4) 器物等

- ①手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。
※手具…演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類。
※器物…楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さない物の総称。
楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。
- ②演技フロアに搬入する器物については、経路をスムーズに移動できる大きさのものとする。
- ③搬入した手具・器物に関しては、責任を持って搬出すること。
- ④特殊効果並びに電源の使用については、参加手続き時に、所定の書式に記入し提出すること。
※特殊効果…フラッシュ、ストロボ、各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いた物
※火気（クラッカー・雷管等を含む）及び危険物（ガス類・液体類・固形燃料類等）の使用は禁止する。
- ⑤使用する指揮台は、大会本部で用意した大小各1台（固定）を使用すること。
その他の場所での指揮台使用は、各団体に持ち込みを可とする。
- ⑥スパンコールやビーズ等衣装の付属品については、落下等により他の団体の演技の妨げとならないよう留意すること。

(5) 登録引率者及び登録運搬補助員

- ①全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
- ②登録運搬補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）については、5名まで登録可とする。
※登録運搬補助員は、登録運搬補助員ビブスを着用してください。この登録運搬補助員ビブスは、搬入から搬出までの経路に限り有効となります。
- ③上記①・②の登録引率者及び登録運搬補助員は、入場時の搬入作業の補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける補助員席にて待機・鑑賞し、演技終了後は、搬出作業の補助を迅速に行うこと。

4. 著作権

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

（音楽著作権使用許諾申請）

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

①市販の楽譜を指定の編成で利用する ……音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する（領収証等）のコピーを添付し提出して頂きます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

②市販の楽譜をアレンジして利用する ……音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、編曲使用許諾が必要です。

③原曲を自らアレンジした楽譜を利用する ……音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

尚、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、**外国曲の中には、**

第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長して保護する必要がある楽曲が多く存在します(戦時加算)。著作権の有無は著作権管理団体(JASRAC・日本音楽著作権協会ほか)が公開している楽曲データベースを参照するなどしてお調べください。

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、著作権を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付してご提出ください。

④自作曲を利用する……………音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了している事。

5. 肖像権等

- (1) 国旗、外国旗、国旗に準じた物、国旗に類似した物(衣装を含む)を使用する場合は、敬意を損なわないよう、その扱いに十分注意すること。フラッグ等で使用する際は、原形のままで使用しないこと。
- (2) 肖像権等の発生する物(絵・写真・ロゴ等)を使用する際は、各団体の責任のもとに肖像権管理者の使用許諾を得、証明書(任意様式)を提出すること。

6. その他

- (1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は、当日提出するチェックインシートにより受け付ける。
- (3) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。
- (4) 各団体の出演順は、申し込み状況を確認し、実行委員会が決定する。
- (5) 本規定の主旨を変更することなく、字句の加除訂正を実行委員会において行うことができる。

フェスティバルの部 表彰規定

1. 講評・表彰

(1) 講評員

- ①講評員は2名とし、総合的に講評する。

(2) 表彰

- ①大会実行委員長よりオリジナル賞を授与する。
- ②その他に特別賞を授与することがある。